

平成20年度第8回岡山県地方独立行政法人評価委員会の議事録

- 1 日 時 平成20年8月6日(水) 13:00～15:30
 2 場 所 三光荘 パブリゾン1
 3 出席委員 末長委員長、江尻委員、小川委員、黒田専門委員、中西専門委員
 4 議 事

(1) 前回の議事録

(2) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター
 平成19年度に係る業務の実績に関する評価結果について

(3) その他

(要 旨)

4 議 事

(1) 前回の議事録

了承

(2) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター
 平成19年度に係る業務の実績に関する評価結果について
 資料により説明を行い、質疑を行った。

委員発言要旨	事務局発言要旨
<p>午前中の大学の審議で先生から御指摘があったが、総括的評価結果の目次のところに両括弧で項目(3)(4)と追加しているが、本文の5ページには記述がないので、それぞれこれは何かということを書いて下さい。</p> <p>目次のページには項目(3)(4)に対してのページ番号(5ページ)を書いて、本文の5ページの文章のあとに追加して(3)(4)の項目を入れて「該当無し」ということで良いと思う。</p> <p>医業収支比率という用語でよろしいですね。調べられたと思われかもしれませんが。</p> <p>前回の委員会で、最小項目別評価の評点「1」の項目のうち、委員会参考意見のある災害対策への協力及び訪問診療については総括的評価結果に書きましょう、早期に是正するものを書きましょうということで、災害派遣に関する諸規定の整備については抵抗なく出来ると思うが、訪問診療は早急に対応出来るのか。</p>	<p><新旧対照表に基づいて評価結果事務局案について説明></p> <p>○岡山県精神科医療センター 一般的には、医業収支比率という用語が使われている。</p> <p>○岡山県精神科医療センター 訪問診療について評価委員会からの御意見でもあり、課題は多いが出来る範囲で努力したい。</p>

私達が今後の課題とした、児童思春期入院病棟の児童福祉との連携強化といったことも、来年度以降、当然我々の提言に対する回答（実績）が必要であり、その回答を今回「該当無し」と書く評価結果の業務運営への活用状況に来年度以降、記述することになるということを十分意識して下さい。

個人的な意見だが、院内では、それぞれの目標・計画についての進捗状況を表すP D C Aサイクルのような形の進行表を作るといいと思う。

外部に出すかどうかは別に、院内ではこのくらい出来たら「4」、「3」という、我々委員会の方とだぶるといけないので、例えばA B C Dくらいの評点での進行管理表、要するに、中期目標・計画は5年サイクルですから、5年間でこのくらいやる、年度計画としてこういう目的でこのくらいやるといったことを、項目別に作られて、本年度はこのくらい、本年度はこのくらい、5年目に完成して、内部評価でAだといった、外部評価に出すときは別の形になると思うけども、管理表を作られて、院内では客観的な基準を作って、具体的な数字で評価するシステムを作って良いと思う。

院内でそのくらいのシステムを構築して、職員の皆さんが分かるように、理事長が各セクションに、これだったら「4」、「3」というように、はっきりとした指針を出されたらいいのかなと思う。

一番進んでいるという気がするのは、細かく目標を設定し、実行しているところです。それは外部の人間が見ても本当によく分かる。

職員に目標が分かるようにして、それを達成したら、給料の評価に繋がる目標を達成したら業績面でアップになるはずだから、その分を還元しますよ、というような形の仕組みを中期計画の5年間で、3、4年のうちにされたら良いと思う。

5年間サイクルで評価する委員会であるが、中期計画が終了した5年目を過ぎた時点、6年目に我々が評価することになるが、その時には既に次の中期目標が始まってしまっている。

要するに、5年間が過ぎた6年目の7月・8月の段階で中期計画の評価を行うことになるが、その時点では、次の中期目標・計画が出来てしまっている。ということは、4年間の評価で次の中期目標・計画を睨んで我々が意見を述べた方がよいのではないか。

5年間の目標・計画であるので、5年間が終了して中期目標に対する中期計画の実施状況を評価委員会としてやらなければならないが、本

○岡山県精神科医療センター

了解いたしました。

今後の課題についてはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

当はその前に次の中期目標・計画に合わせた意見を言うべきではないかなという気がする。

評価委員会の制度設計がそうなっているのので、中期計画が終わって、その結果及び次の中期計画について我々が意見を述べる。

けれども実は次の中期目標が始まっている。6年目から次の中期目標になるが、5年目の途中ぐらいで、少なくとも何かしないとイケないと思う。

私が今言ったようなことが、4年目くらいではっきり分かるようなことが良いと思う。

国の制度設計に基づく独立行政法人制度、大学関係は6年、他の所は5年の中期目標・計画ということにされている。

計画期間が終わってから我々は中期計画に対して評価する。しかし、それでは遅いという訳ではないが次の中期計画には間に合わない。そういう制度設計なので、4年目で、次の中期目標・計画を作られる前に意見を述べた方がよいのではないか。

評価委員会の役割を果たすには、4年目に何かした方が良い。

中期計画について我々は最終意見を出す、次の中期計画を立てる前に勧告をさせていただくような感じが良いのではないか。

最小項目の訂正について説明が無かったと思いますけど、説明していただいたか。

評点「1」「4」「2」のところですか。

財務内容の評点については直していただいていますね。

財務諸表について意見はありませんか。

特に無いと思う。

地方独法会計でも退職金の処理も大学と違う方法であるが問題ない。

これはほぼ地方公営企業というタイプの会計基準があり、それが移行したものであるからこういう会計基準になっているので問題なく出来ていると思う。

引当金は、貸倒引当金・賞与引当金・退職給

○岡山県精神科医療センター

4年目が終われば5年目はほぼ予測はついていると思いますから、その辺を含めてやるようにしたいと思います。

○事務局

基本的に、特筆すべき項目に入れた項目については、最小項目別のところにも、意見を追加しております。

○事務局

「1」「4」には必ず入れております。それ以外のものも基本的に入れていきます。

○事務局

評点を入れていきます。

付引当金とあり、財務諸表上、全て計上されている。そういう会計基準であり、退職金も多分、県から引き継いだ退職給付債務というものが計上されている。

県が将来的に退職金について面倒を見る部分については、行政コスト計算書の方に、引当金増差額相当額が載っているのので、この会計基準どおりの処理をされていると理解している。

基本的に退職金の引当は、退職する際に支払うのですね。

引当金を取り崩して支払う、引当金は県から移行されたときに県から引き継いだ格好のものが有ると思う、あるいは公営企業だったから引当金があったのかもしれませんが。

病院が自前で負担すべき病院職員の退職金については、病院が自前で負担するようになっている。

一般企業と異なり、非課税法人なので、税務の規定に縛られず引当処理が出来ることから、独法会計のなかで退職給付については、退職給付債務を引当てなさいという基準になっていると思う。

逆に考えると赤字になりやすい、それは引当を全額取らなかったからか。

監査法人が監査しますから、そういう会計処理はしません。

会計基準どおりやってくださいという決意のもとに、この規模の地方独法は会計監査人が基本的には不要なんです、任意でつけられています。

利益が出ないから、引当しないというわけにはいかない。

会計基準通り処理されているので、若干先程の県立大学と会計基準が違います。

退職金については、病院の職員については、基本的に病院が自前で負担し、自前で負担しない人（県派遣職員）については、財務諸表の6ページに行政サービス実施コスト計算書がありますが、ローマ数字のⅡのところ引当外退職給付増加見積額というのがあります。

県立大学の計算書の方でも同じようにある。

ここで1100万別枠ありますということ。

なぜ県のほうで退職金を負担するのか私は分からないが、そういうルールです。

県に身分のある職員の出向してる方の退職金負担相当額ということですね。

剰余金処分の件については、午前中にも言わせていただいたが、県立大学については、職員36人体制で実施するところを35人体制で実施した。これは経営努力ではなく、たまたま仕事量が35人分だった、だからその分目的積立金とすることはやめようということ、総務学事課と県立大学が話し合いをして自ら減らして申し出をされ、2億某円のうち800万円ほど減らされました。

病院に関しては、全額企業努力だと主張されています。

さて、この委員会で利益処分の答申を出す、予算を出した健康対策課の方で、ここでの思いがあると思う。

これだけ運営費負担金を出し、それに見合った執行をしているのかという思いを健康対策課なりに持っていると思う。

それについて課長さんに御意見を言っていたきたい。

我々委員会で結論出さなきゃ行けない。でも細かい部分は我々には分からない。

利益が出た3億某円について全部努力認定なのか、評価の方はルールに基づいてさせていたが、しかしこれは決算書ということで数字がポンと出ている。

それで、正直、皆さんより会計に詳しい私が見ても、何故利益が出たかが分からない。

細かい部門別のデータを見せてもらって、この分頑張ったとかは、言えるかもしれない。

だけど決算書はそこまで出ていない。

目的積立金をこれだけ積み立てたいと言われている心情は分かるけれども、我々が判断を下す前に、参考意見として、県の担当課でどう思われているのかという点を少し説明していただければと。

○岡山県精神科医療センター

県から派遣されている、県に身分のある職員については、県に引きあげた時に県の方で最終的に退職給付するという意味のものです。

○事務局

今ほとんど、代弁していただいたところがあるんですが、非常に難しいところで、我々も当初、運営費負担をいくらにするかということで、天井を見て決めたものではございません。積算をしてこれで運営をするとこれだけかかるということで、当初の見積もりをし額を割り出しました。

その後、実際の運営のところではどうなのかというところで、結果としてああいう数字が出てきているが、それが出てくる過程としてはやはり、法人の現場での身を削るような努力が多分になされた結果であることは我々も十分理解出来ますし評価すべきだろうと思います。

ただ、いま委員がおっしゃったように実際に最初の見込みと、努力を加えた後の結果で一定の利益が出ているが、内容についての按分というものは現実問題非常に難しいところがあると考えます。

ただ今回の評価委員会の中で、皆様に評価していただいているように、我々もここで聞かさせているのですが、法人の方で非常に努力をされておるといのが見てとれますし、実際に地域の中で精神科医療の中で非常に重要な、他の機関では代え難いような役割を担っていただいている。その努力の部分は高く評価したいと思っておりますので、多くは努力の結果であるというように思っています。

○岡山県精神科医療センター

今回の収支が思った以上に良かった理由の一つに、医療観察病棟の人件費が見込みより少なかったことがあります。これは、医療観察法の病棟を10月にオープンするため、職員の採用を4月から予定していましたが、採用が7～9月頃となったため、非常に支出が抑えられました。これは昨年度限りの一過性のことで、今年度は年間分必要となります。

もう一つは、病床利用率が高かったことによるものです。今、病棟単位で見ると黒字なのは急性期の病棟と医療観察法の病棟ですが、救急急性期の病棟について、随分無理をして患者を受け入れたため、救急入院料の算定出来る患者数が予定より増加したこと、医療観察法病棟については、全国的に不足しており、早期に満床となったこと、また、本来30床で予備病床3床ですが、国から暫定的にさらに病床を3床増やすよう要請があり、現在、36床の運用を一時的に行っています。これが収入の大きな上乗せ効果になっていると思います。

ですから、長期的に見てこの状態が続くものではないという認識を持っていて、毎年これほどの数値があがってくるとは思えないという気持ちはあります。

細かいことを言えばあれこれありますが、おそらく一過性、季節的効果があるので、この数字はまるまる自分の努力の結果とは言い難いのですが、努力をしたのは事実です。

○岡山県精神科医療センター

相当来年度は厳しい。

減額されると成り立たなくなるということを申し上げたかった。

これは、来年度以降、(剰余金)同じように出てくるのではないということをここで言うておきたい、ということですね。

午前中にも話が出ましたが、この目的積立金というのは認可されたらその時から使用することが出来る。

県知事が最終認可するというものですから、

8月何日か、その日から多分使って良い。

ということで、許可した時から使って良いという内容で、来年の3月以降じゃないといけないということは一切ありません。

そうすると、仮に3億某円を目的積立金にしていいよという風になれば、今日から使ってはいませんが、県知事の許可が下りたらすぐ使えます。

費用的なものであれば、総利益と純利益の間で目的積立金取崩額、固定資産であれば資本剰余金振り替えと、変わった処理をしなければならぬ。

積立金であると言われたら、これは5年後に県に返還する必要がある。赤字なら赤字に充当出来る。当然目的積立金も赤字の場合は充当してもかまわないわけですが、4年以降利益を出すつもりであれば充当しないこともあるだろうと思う。

使い方に注文をつけないが、有意義な使い方を、政策的に使える費用ですので優先度合いを考えて使ってください。

○末長委員長

「財務諸表等の承認」「剰余金の中期計画に定める使途に充てる承認」については、「適当と認められる」としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○各委員

了承

(3) その他

今後の日程について確認。挨拶等

※後日、岡山県精神科医療センターは、公営企業型地方独立行政法人であり、地方独立行政法人法第84条の規定により利益及び損失処理の特例が認められており、剰余金を中期計画に定める剰余金の使途に充てる場合には、法第40条第3項の規定にかかわらず、設立団体の長の承認を受けることは要しないということで、各委員の了承を得た。